

# に聴く 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



弁護士 長谷川ふき子 84

## 従業員の体調不良に対する 適切な対応



「社員の体調が十分でないと認識したら、どのような問い合わせが必要か?」「調子はどうか」という抽象的な問い合わせでは足りない!」

ビルメンテナンス工事に従事して派遣社員のAさんが自殺をしました。Aさんは、採用前から精神科に通院していましたが、採用時もその後も派遣元及び派遣先

(参照・東京高等裁判所平成27年2月26判決)。

### 1. 体調不良者へ具体的な問い合わせ

採用から2年半経過したころ、Aさんは休暇取得や早退が頻繁にみられるようになったので、派遣先代表者はAさんの健康状態不安を抱き、派遣元にAさんの健康状態を確認するよう依頼する。事業者に求められる不調者に対する安全配慮義務

労働安全衛生法では、事業者は、相談その他労働者の健康教育及び健康増進を図るために必要な措置を継続的

参考裁判例では、派遣社員遣族から派遣元及び派遣先会社に対して損害賠償請求がなされました。これに対して裁判所は、派遣社員の自殺については派遣会社及び派遣先会社に責任はないとしたが、派遣元及び派遣先会社には、派遣社員の体調不良を把握した以上、安全配慮義務の一環として、

具体的に不良原因や程度などを把握し、必要に応じて産業医の診察や指導を受けさせるべきであつたのにこれを怠った限度で派遣社員に対する慰謝料の支払い義務があるとし、事業者にとつては大変厳しい判断がなされています。

(1) 事業者に求められる不調者に対する安全配慮義務

実際にAさんが就労していた派遣先の責任者がAさんの休暇取得や早退の頻度からAさんの健康状態に不安を抱き、派遣元会社にAさんの健康状態を確認するよう依頼しており、その依頼を受けた派遣元責任者はAさんと電話で話をしており、派遣先責任者もAさんと面談をしているので、Aさんの体調が十分ではないことを認識できていたことが前提になります。

(2) 求められる対応・具体的な問い合わせ

派遣社員の健康管理に関して、派遣元及び派遣先会社は、従業員であるAさんの体調不良を把握したことから回答が得られるような環境を形成しておくことは重要ですが、

ウ、回答を得られるかどうかに固執せず、回答を強制しないこと留意してください。

(成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員)

イラスト・源 安孝

る体制を整備し、特に個別の配慮が必要と思われる労働者から管理監督者が話を聞いたり、労働者の家族に対してストレスやメンタルヘルスケアに関する基礎知識を提供することが望ましいとされます。

(2) 事業者に求められる具体的な対応

① 体調不良の把握

実際にAさんが就労していた派遣先の責任者がAさんの休暇取得や早退の頻度からAさんの健康状態に不安を抱き、派遣元会社にAさんの健康状態を確認するよう依頼しており、その依頼を受けた派遣元責任者はAさんと電話で話をしており、派遣先責任者もAさんと面談をしているので、Aさんの体調が十分ではないことを認識できていたことが前提になります。

② 裁判例から学ぶ求められる対応



ア、従業員の体調不良を認識した場合

イ、「調子はどう」ではなく、「調子はどうか」ではなく、「病名、処方薬」などを尋ねることが求められます。

ただし、

プライバシーに関する情報の中でも健康情報は特にセンシティブな情報ですので、回答をしない場合も十分に考えられます。日ごろから回答が得られるような環境を形成しておくことは重要ですが、

ウ、回答を得られるかどうかに固執せず、回答を強制しないこと留意してください。

（成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員）